

注意事項

- 1．不正に許可を受けた場合は、1年以下の拘禁刑もしくは50万円以下の罰金、またはこれが併科されます。（道路運送車両法第107条）
- 2．許可証、番号標の有効期限が満了したときは、その日から5日以内に返納してください。この返納期間内に許可証、番号標を返納しないときは、6カ月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金が科せられます。（道路運送車両法第108条）
- 3．許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。
- 4．上記1～3に該当すると思われる場合は、本申請に関する情報を管轄する警察署に情報提供します。

臨時運行許可を申請する方は、下記の書類を必ず提示してください。

- 1．自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書など。
- 2．自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。）
- 3．申請人または来庁者の住所が確認できるもの。
自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カード

申請書記載方法

- 1．車名は、トヨタ、ニッサン、ホンダ、マツダ 等と記入してください。
- 2．形状は、該当番号を○で囲んでください。「6 その他」の場合は、（ ）内に自動車検査証上の車体の形状を記入してください。
- 3．車台番号は、車台に打刻されている記号番号を記入してください。
- 4．運行の目的は、該当番号を1つだけ○で囲んでください。「4 その他」の場合は、_____に具体的に記入してください。
- 5．運行の経路は、運行目的達成のための発着主要経路の地点名を記入してください。
したがって、県内一円・佐世保市内・〇〇町内など、漠然とした地域を記入したもの、車検切れの車を販売する目的で各地を巡回する場合は、許可できません。
- 6．許可を受ける方は、申請人欄に必ず記入（申請人と来庁者が異なる場合は番号標受領者欄も記入）してください。